

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った。職員にはメールで周知している。	全教職員を対象としたいじめの定義等についての理解度チェックを実施予定。	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的には開催できていないが、いじめ・疑いのある事例の情報共有については、いじめ対策室長(校長)に報告し、大きな事案に発展しないかつ解決が容易な事案については、Teamsを使用し対策室メンバーへ情報共有し、対応方針を協議した。大きな事案の場合は、会議を開催し情報共有及び対応方針の協議を行うこととした。	業務の関係で日程をずらしているものもあるが、概ね2ヶ月に1度開催するようになった。また、Teamsにより随時情報共有している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った。	全教職員を対象としたいじめの定義等についての理解度チェックを実施予定。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した。職員にはメールで周知している。	全教職員を対象としたいじめの定義等についての理解度チェックを実施する際に改めて周知する予定。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した。	全教職員を対象としたいじめの定義等についての理解度チェックを実施する際に学校いじめ防止プログラムを改めて周知する予定。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した。	いじめに限らず学生の様子に気になることがあった場合は、関係者間で情報共有することを呼び掛けている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	令和5年4月に開催された教員会議で「いじめ」に関する講演を学生主事が行った際に説明した。また、いじめ対策室会議の役割を定めている。	全教職員を対象としたいじめの定義等についての理解度チェックを実施する際に重大事態の定期について改めて周知する予定。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	共有できる教職員を限定したTeamsで情報共有している	引き続き適宜Teamsで情報共有している。	
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策室会議で検証し見直しを行った。	年度末に点検し必要に応じて改正することとしている。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生対象のアンケートは、令和5年5月実施「こころと体の健康調査」及び令和5年11月実施「学校適応尺度調査」にいじめに関する項目を設けて実施している。このほか、夏季休業・学年末休業時に保護者を対象にしたアンケートを実施しており、気になる事があれば回答してもらうようお願いしている。アンケートの結果はいじめ対策室員や関係教員で情報共有している。学生の「アンケート疲れ」も考慮し年2回の実施としている。	アンケートの設問について見直しを行い、年4回実施する予定。	令和7年度
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーをいじめ対策室構成員とはしていないが、必要に応じて参集することができるようにしている。スクールカウンセラーが得た情報については、必要に応じて関係教職員で共有するようにしている。	スクールカウンセラーをいじめ対策室構成員とする予定。	令和7年度
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和5年5月にいじめに関する講演会を実施した。	スクールカウンセラーによるいじめに関する講演会を本科1年生を対象に実施しているが、全学年を対象とした講演会等を実施する予定。	令和7年度
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	令和5年5月にいじめに関する講演会を実施した。	スクールカウンセラーによるいじめに関する講演会を本科1年生を対象に実施しているが、全学年を対象とした講演会等を実施する予定。	令和7年度
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	検討はしたが、推進できていない。	ガイダンスカウンセラーの指導の下にワークショップを行い、他者への配慮について学ぶ機会を設けた。また、本科2年生のPBL科目にていじめに関するテーマを設けたグループがあった。	令和6年11月 令和7年1月 実施済み
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページ上で周知することに加え、入学式の保護者説明会において、いじめに対する取り組みならびに保護者(家庭)との協力が大切であることも伝えた。	引き続きホームページで周知し、入学式の保護者説明会において伝える。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめの被害・加害の双方に対し、いじめ対策室からの指示・判断を受けて対応していることを伝えるようにしている。また、重大案件については、高専機構にも報告し隠蔽することなく対応していることを伝え、保護者の信頼を得ることに努めるようにしている。	引き続き加害・被害の双方の保護者に丁寧に説明し、信頼を得られるように努めている。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	地元中学校校長会の代表、旭川市役所、旭川高専振興会会長、北海道大学・教授などからなる旭川高専運営懇話会において、本校におけるいじめ防止・対応策に関する取組を説明した。	引き続き旭川高専運営懇話会において説明している。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	状況により直ちに警察と情報共有するように努めているほか、令和5年4月からは警察OBであるスクールサポーターの派遣依頼をしており、連携が取れるようになっている。	引き続きスクールサポーターの派遣依頼をしており、いじめに関する事案に限らず連携が取れるようになっている。	